

(写)
30 西監第 170 号
平成 31 年 3 月 7 日

西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西東京の公園・西武パートナーズ
代表団体 西武造園株式会社
代表取締役 大 嶋 聡 殿
西東京市議会議長 田中 のりあき 殿

西東京市監査委員 尾 崎 正 男

西東京市監査委員 橋 本 勇

西東京市監査委員 小 幡 勝 己

平成 30 年度指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

指定管理者監査報告書

- 第1 監査の種類
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査
- 第2 監査の対象施設及び所管部課
- 1 公の施設 西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園
 - 2 指定管理者 西東京の公園・西武パートナーズ
（代表団体）西武造園株式会社
（その他構成団体）特定非営利活動法人エヌピーオーバース
株式会社尾林造園
 - 3 所管部課 みどり環境部みどり公園課
- 第3 監査の範囲
平成29年度に係る西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行
- 第4 監査の期間
平成30年8月2日から平成31年2月25日まで
- 第5 監査の基準
全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠
- 第6 監査の実施内容
指定管理者による公の施設の管理が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。
- 第7 監査の日程及び実施場所
- 1 実査 平成30年11月19日、12月7日
実施場所：西東京いこいの森公園
 - 2 説明聴取 平成30年12月18日、19日 実施場所：監査委員室
 - 3 講評 平成31年2月14日、19日 実施場所：監査委員室
- 第8 監査の着眼点
- 1 指定管理者
 - (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
 - (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第9 指定管理の概要

1 施設の概要

- (1) 名 称 西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園
- (2) 所在地 西東京市緑町一丁目 2515 番 3 ほか
- (3) 施設等の概要 西東京いこいの森公園ほか 52 公園 総面積：79,432.73 m²

2 選定経過

指定管理者については、平成 27 年度に公募を行い、平成 27 年第 4 回市議会定例会において西東京市・西武パートナーズ（平成 28 年 2 月 1 日から現在の「西東京の公園・西武パートナーズ」に変更）を指定することが議決された。

なお、市と指定管理者の間では、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を期間とする基本協定を締結している。

3 指定管理者の概要（平成 30 年 3 月 31 日現在）

- (1) 指定管理者名 西東京の公園・西武パートナーズ
- (2) 指定管理の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (3) 職員の配置 所長 1 人、副所長 2 人、協働スタッフ 4 人、維持管理スタッフ 5 人、事務・受付スタッフ 3 人
- (4) 指定管理者が行う業務
西東京市立公園条例（平成 13 年西東京市条例第 133 号。以下「公園条例」という。）第 15 条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。
ア 西東京いこいの森公園等の維持管理に関する業務
イ 公園条例第 7 条の規定により、西東京いこいの森公園等の利用を制限し、

- 又は禁止すること。
- ウ 西東京いこいの森公園有料駐車場（以下「有料駐車場」という。）の利用の許可に関すること。
- エ 有料駐車場の利用料金の収受及び免除に関すること。
- オ その他市長が特に必要と認める業務

4 指定管理料

- (1) 指定期間指定管理料上限額 281,214,000 円
- (2) 平成 29 年度指定管理料 56,469,000 円

5 平成 29 年度の収支状況

平成 29 年度の収入実績額は 65,174,996 円であり、このうち指定管理料は、56,469,000 円である。支出実績額は 67,758,212 円であり、収支差引額は 2,583,216 円の赤字となっている。

第 10 監査の結果

公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に処理されていた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 個別的指摘事項

(1) 西東京の公園・西武パートナーズ

ア 指定管理者制度における収支計画書及び収支計画実績の経理のあり方について、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、収支計画書及び事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めている。これは、収支計画書及び収支計画実績については市の会計制度により、決算書については企業会計により作成し、提出することを意味するものである。

しかし、提出された収支計画書は、市の会計制度に則していたのかどうか判然とせず、収支計画実績は提出されていなかった。

収支計画書及び収支計画実績について、基本協定書及び仕様書並びに市の会計制度にのっとり適正に行われたい。

イ 収支計画書について、基本協定書及び仕様書では、収支計画書を提出することを定めているが、提出された収支計画書は、修繕費を始めとした各科目にどのような経費が計上されていたのか不明確であった。また、直営から委託へ変更された自主事業について、収支の大幅な減額があったにもかかわらず、計画に反映されていないなど、指定管理業務開始時に提出された基本事業計画書に添付された収支計画書を見直すことなく作成し、提出されていた。

収支計画書は、1 年間の業務を見積もる重要なものであることから、市と

十分な協議を行い、適正かつ正確に作成されたい。

ウ 収支状況について、基本協定書では、事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めているが、収支計画実績及び決算書のうち貸借対照表が提出されていなかった。また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表と伝票等の経理関係書類を確認したところ、会計年度の誤り、事業とは関係のない飲食代の計上、人件費の計上誤りなどが見受けられた。

管理業務等経費の収支状況は、業務の履行を確認する重要な書類であるため、内容を精査し、適正かつ正確に報告されたい。また、市において検証を可能とするため、収支計画実績及び決算書に併せて、その他附属書類を提出されたい。

エ 修繕費について、基本協定書では、指定管理者が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算することを定めている。事業報告書として提出された修繕費一覧を基本協定書、仕様書、西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者募集要項（以下「協定書等」という。）及び市の会計制度に則して確認したところ、修繕費のほか、消耗品費、備品購入費、役員費、工事請負費及び委託料に該当するものが含まれていたほか、消費税の計算誤りや記載誤りによる金額誤謬があり、修繕費に該当するものと、事業計画書に計上された修繕費との間には差が認められた。

このような科目の相違や修繕費の差が生じた理由は、収支計画書の作成時において修繕費を始めとする各科目への経費計上が不明確であったこと、市の会計制度ではなく企業会計により経理するという解釈の誤り、修繕費の指定金額が適切に見積もられなかったことに起因しており、協定書等にのっとり収支計画作成時に正しく各科目に計上していれば、このような事態は生じなかったものである。

修繕費一覧をみると収支計画書上どの科目に計上していたのか判然とせず、個々の契約内容からみても修繕費に該当するかどうかの判断ができないものが見受けられたこと、支出内容そのものはすべて指定管理業務に必要な経費であること、修繕費一覧の記載内容は、事業報告書において指定管理者と市において協議し、市の承認を受けて記載したものであることなどから、精算を求めるまでの不当性は認められなかった。

今後は、このような不適正な会計処理が行われることがないように、協定書等を踏まえ、市の会計制度にのっとり適正な事務を行われたい。

オ 事業報告書について、基本協定書では、指定管理者は本業務に関し毎年度及び毎月終了後に、管理業務の実施状況などを記載した事業報告書を提出し、市の確認を得ることを定めているが、事業報告書に添付すべき収支計画実績等は提出されておらず、また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表の金額と伝票等の経理関係書類に記載された金額が一致していないもの、事業

報告書の記載内容や数値に誤りがあるものが見受けられた。

事業報告書は、指定管理者の業務の履行を確認する重要な書類であるため、内容を精査し、適正かつ正確に報告されたい。

(2) みどり環境部みどり公園課

ア 指定管理者制度における収支計画書及び収支計画実績の経理のあり方について、西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）では、収支計画書及び事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めている。これは、収支計画書及び収支計画実績については市の会計制度により、決算書については企業会計により作成し、提出することを意味するものである。

しかし、提出された収支計画書は、市の会計制度に則していたのかどうか判然とせず、収支計画実績は提出されていなかった。

市は、指定管理者が基本協定書及び仕様書並びに市の会計制度に則した収支計画書及び収支計画実績を作成し、提出するよう、経理のあり方について適切な指導・監督を行うべきである。

イ 収支計画書について、基本協定書及び仕様書では、収支計画書を提出することを定めているが、提出された収支計画書は、修繕費を始めとした各科目にどのような経費が計上されていたのか不明確であった。また、直営から委託へ変更された自主事業について、収支の大幅な減額があったにもかかわらず、計画に反映されていないなど、指定管理業務開始時に提出された基本事業計画書に添付された収支計画書を見直すことなく作成し、提出されていた。

収支計画書は、1年間の業務を見積もる重要なものであることから、指定管理者と十分な協議を行い、適正かつ正確に作成されるよう適切な指導・監督を行うべきである。

ウ 収支状況について、基本協定書では、事業報告書の一部として管理業務等経費の収支状況（収支計画実績、決算書（企業会計））の提出を定めているが、収支計画実績及び決算書のうち貸借対照表が提出されていなかった。また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表と伝票等の経理関係書類を確認したところ、会計年度の誤り、事業とは関係のない飲食代の計上、人件費の計上誤りなどが見受けられた。

管理業務等経費の収支状況は、業務の履行を確認する重要な書類であるため、市は提出された内容を精査するとともに、疑義のある事項については必要に応じて説明や関係書類の提出を求めるべきである。また、収支状況が適正かつ正確に作成し、提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。

エ 修繕費について、基本協定書では、指定管理者が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日

をもって精算することを定めている。事業報告書として提出された修繕費一覧を基本協定書、仕様書、西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園）指定管理者募集要項（以下「協定書等」という。）及び市の会計制度に則して確認したところ、修繕費のほか、消耗品費、備品購入費、役務費、工事請負費及び委託料に該当するものが含まれていたほか、消費税の計算誤りや記載誤りによる金額誤謬があり、修繕費に該当するものと、事業計画書に計上された修繕費との間には差が認められた。

このような科目の相違や修繕費の差が生じた理由は、収支計画書の作成時において修繕費を始めとする各科目への経費計上が不明確であったこと、市の会計制度ではなく企業会計により経理するという解釈の誤り、修繕費の指定金額が適切に見積もられなかったことに起因しており、協定書等にのっとり収支計画作成時に正しく各科目に計上していれば、このような事態は生じなかったものである。

修繕費一覧をみると収支計画書上どの科目に計上していたのか判然とせず、個々の契約内容からみても修繕費に該当するかどうかの判断ができないものが見受けられたこと、支出内容そのものはすべて指定管理業務に必要な経費であること、修繕費一覧の記載内容は、事業報告書において指定管理者と市において協議し、市の承認を受けて記載したものであることなどから、精算を求めるまでの不当性は認められなかった。

市は、今後、このような不適正な会計処理が行われることがないように、協定書等を踏まえ、市の会計制度にのっとり適切な指導・監督を行うべきである。

オ 事業報告書について、基本協定書では、指定管理者は本業務に関し毎年度及び毎月終了後に、管理業務の実施状況などを記載した事業報告書を提出し、市の確認を得ることを定めているが、事業報告書に添付すべき収支計画実績等は提出されておらず、また、事業報告書に添付された科目別残高一覧表の金額と伝票等の経理関係書類に記載された金額が一致していないもの、事業報告書の記載内容や数値に誤りがあるものが見受けられた。

事業報告書は、指定管理者の業務の履行を確認する重要な書類であるため、市は提出された内容を精査するとともに、疑義のある事項については必要に応じて説明や関係書類の提出を求めるべきである。また、事業報告書が適正かつ正確に作成し、提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。

カ 文書の收受・供覧について、西東京市文書管理規程では、配布文書に收受印を押すこと、文書等の起案又は供覧は、原則として文書管理システムにより行うことを定めている。しかし、指定管理者から提出された事業報告書については、收受印が押されておらず、指定管理事業は収入額が約6,500万円、支出額が約6,800万円であり、輕易とはいえない文書であるにもかかわらず、供覧は、文書管理システムによることなく文書の余白に押印欄を設け、行われていた。

規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

2 意見要望事項

(1) 西東京の公園・西武パートナーズ

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

指定管理者が事業計画及び事業報告を作成する際は、みどり公園課と十分に協議し、基本協定書やそれに関連する仕様書等を踏まえ、市の会計制度に則して行われたい。

今後は、市民ニーズを的確に把握し、事業計画に反映させるとともに、みどり公園課と連携しながら、指定管理者が培ってきた専門的なノウハウを活用し、快適で利用しやすい公園の管理運営を望むものである。

(2) みどり環境部みどり公園課

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり不適正な点が見受けられた。今後は、これらの事項に留意し、適正な事務処理を行われたい。

とりわけ、事業計画及び事業報告については、指定管理業務の要であることから、基本協定書やそれに関連する仕様書等を踏まえ、改めて考え方を整理する必要がある。その上で、指定管理者と連絡調整会議等において十分に協議を行うとともに、これら事業計画等に関して、適切な指導・助言を行うべきである。

今後とも指定管理者が保有する専門的なノウハウを最大限に活かすことができるよう、連携して公園の管理運営に取り組み、もって公園の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを期待するものである。